

平成20年5月26日

各 位

会 社 名 東 洋 合 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 正 輝
(J A S D A Q コード番号 4970)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 総 務 部 長 春 田 雅 彦
電 話 番 号 0 4 7 - 3 2 7 - 8 0 8 0 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された当社取締役会において、平成20年6月20日開催予定の当社第58回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社では、買収防衛策における対抗措置のひとつとして必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまのご意思をできる限り反映させることが望ましいと考えております。しかしながら、会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当を行うことが可能とされています(会社法第278条第3項本文)。そこで、会社法第278条第3項ただし書に基づき、買収防衛策としての新株予約権の無償割当を株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるよう、根拠規定として、変更案第14条(新株予約権無償割当に関する事項の決定)を新設するものであります。
- (2) 買収防衛策の導入につきましては、平成20年6月20日開催予定の当社第58回定時株主総会において株主の皆さまの意思確認を行うこととしております。そこで、株主の皆さまのご意思を法的により明確な形で反映させるため、その根拠規定として、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を株主総会決議事項とすべく、変更案第21条(株主総会決議事項)を新設するものであります。
- (3) 上記の各変更案に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
〈新設〉	(新株予約権無償割当に関する事項の決定) <u>第 14 条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。</u>
第14条～第19条 〈記載省略〉	第15条～第20条 〈条数を繰り下げ〉
〈新設〉	(株主総会決議事項) <u>第 21 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u>
第20条～第48条 〈記載省略〉	第22条～第50条 〈条数を繰り下げ〉

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 20 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 20 日（金曜日）

以 上